指名停止について

商 号 又 は 名 称	益岡建築設計事務所
代表者の職及び氏名	代表取締役　益岡　雅充
主たる営業所の所在地	四万十市小西ノ川１６５―５
指 名 停 止 期 間	１月（令和８年 10 月 27 日から令和８年 11 月 26 日まで）
指 名 停 止 理 由	四万十市発注の津野川若者住宅（第二）実施設計業務において、引渡し後の成果物に契約不適合が認められ、成果物の修補が生じたため。 ※該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領 第３条第１項　別表第１第２号 市と締結した契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にし又は品質若しくは数量に不備があったと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)